

第九管区海上保安本部公示第64号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年10月7日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己



押水羽咋海岸の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 石川県中能登土木総合事務所

住所 石川県七尾市本府中町ソ 27 番 9

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 押水羽咋海岸

(付図に示すとおり)

期間 令和2年10月15日から令和3年3月26日までのうち10日間

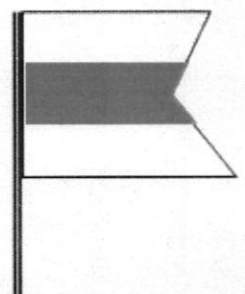
3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

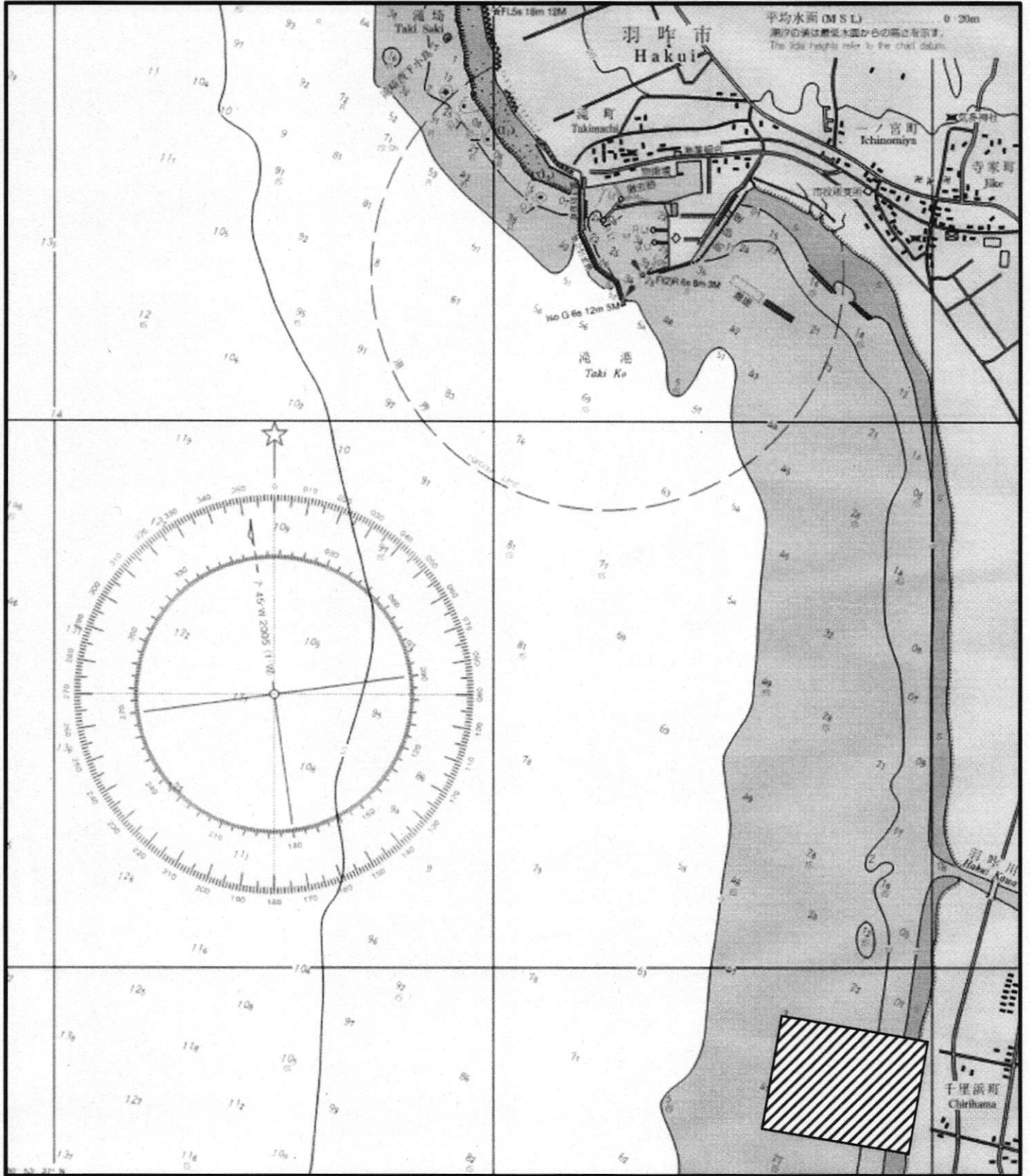
4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。



付図



 測量区域